

入 校 規 約

入校を希望される皆様には、以下のようなお願いをさせていただきますが、当校に入校した場合に、皆様が気持ちよく教習を受け無事に免許を取得していただくために必要な内容となっておりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1 入校に関する制限

次の方はご入校をお断りするほか、在校中に次の方に該当または入校申込書、入校前質問及び誓約書その他に虚偽事項が判明した場合は、途中退校や教習を中止する場合があります。

- 法規で定められた年齢、視力、聴力、色彩識別、身体の基準に満たない方、学科教本や試験問題を理解することが困難な方
- 運転に支障のある障害及び運転に影響する病気（病状等）がある方
- 事前に住所地を管轄する警察本部「運転適性相談窓口」で適性相談を受けた結果、不適性となった方
- 交通違反等の行政処分を受け教習を受ける資格のない方
- 現有運転免許証を紛失等により手元にない方
- 未成年者（18歳未満）で保護者の承諾のない方
- 書類不備や入校費用未納等手続きに支障のある方
- 暴力団員等（「和歌山県暴力団排除条例」（平成23年和歌山県条例第23号）参照）及び反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）参照）に該当する方
- 妊娠中の方

2 ご承諾事項

次のご承諾事項を入校申し込み時にご承諾をいただきます。なお、ご承諾いただけない場合は当校への入校をお断りする場合がありますほか、途中退校や教習を中止することがあります。

- 当校では、入校後に他の教習コース（同一車種を除く。）へ変更できないこと
- 技能教習中の交通事故やトラブルに備え、四輪教習車（一部）にはドライブレコーダーが設置されており、技能教習中の映像・音声が一時的に記録されること
- 二輪教習は、マンツーマン教習ではなく、一人の指導員が同時に複数名の教習を担当する場合があります
- 当校入校中は、原則として、教習生の仮運転免許証は当校に提出し、当校を卒業等するまでこれを当校で預かり保管すること

3 禁止事項等

次の禁止事項に該当した場合、退校していただくことがあるほか、その行為が悪質であったり違法である場合は損害賠償請求や警察への通報する場合があります。

- 法令違反や他人に迷惑となる行為をすること
- 危険行為等の公序良俗に反する行為をすること
- 本規約に違反する行為をすること
- 学校職員の指示に従わないこと
- 教習生の行為により、当校若しくは他の教習生に損害が発生する行為をすること
- その他上記に準ずる行為をすること

4 退校時の払い戻し

途中退校する場合、その理由にかかわらず、すでに受講済みの教習料・検定料及び入校時に納付された入校金、教材費等の諸費用は返金できません。未受講の技能教習料・学科教習料・技能検定料は返金します。

5 免責事項等

- 教習中の事故（お客様の不注意、相手方の不注意により発生した事故）で当校が加入する自動車保険の範囲を超える損害は負いかねます。
- 校内での所持品等における盗難、紛失による損害は負いかねます。
- 入校時、交通違反や交通事故等の虚偽申請により、卒業後、運転免許試験場で受験できなかつたり、運転免許の拒否や保留になった場合は、当校はその責任を負いかねます。
- 天災地変、火災、不慮の事故、災害、その他やむを得ない事情により、安全かつ円滑な教習が実施できなかった場合の損害等については当校は責任を負いかねます。
- 身体の変調（病気・妊娠等）を当校に申し出なかったため、身体に悪影響が生じた場合については当校は責任を負いかねます。
- その他当校の責に帰せざる事由により生じた損害については当校は責任を負いかねます。

6 個人情報保護規定

お客様の個人情報は、「一般財団法人和歌山県交通安全協会個人情報の保護に関する取扱規程」に基づき、教習業務以外には使用いたしません。また、入校生の個人情報は、法令に基づく場合を除いて、第三者に譲渡、提供することはありません。

[令和7年7月1日施行]